



半田市 障がい者福祉 ガイドブック

目 次

障がい者手帳について	
身体障がい者手帳	P. 1
療育手帳	P. 3
精神障がい者保健福祉手帳	P. 4

障がい福祉制度について	
半田市心身障がい者手当	P. 5
愛知県在宅重度障がい者手当	P. 7
特別障がい者手当等	P. 9
特別児童扶養手当	P.11
バス運賃補助	P.13
障がい者タクシー料金助成	P.15
日常生活用具給付	P.17
補装具費支給	P.17
意思疎通支援事業	P.18
障がい福祉サービス利用に係る 外国語通訳者派遣	P.18
心身障がい小中学生入学祝金支給	P.19
声の市報・声の市議会だより	P.19
郵送物への点字シール貼付	P.20
自動車運転免許取得費助成	P.20
自動車改造費助成	P.21
手数料減免	P.22
避難行動要支援者支援制度	P.22
福祉用具（車いす）一時貸出	P.23

その他の福祉施策について	
障がい者有料道路通行料金割引	P.25
自動車税減免	P.26
タクシー料金割引	P.27
J R各社旅客運賃割引	P.27
航空旅客運賃割引	P.28
N H K受信料免除	P.28
携帯電話基本使用料等割引	P.29
ヘルプマーク配布	P.29
駐車禁止等除外指定車標章交付	P.29

障がい者医療費助成について	
自立支援医療（精神通院）	P.30
自立支援医療（更生医療）	P.31
自立支援医療（育成医療）	P.33

愛知県のホームページにも
障がい福祉に関する情報があります。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>



障がい者手帳について

1. 身体障がい者手帳

身体上の障がいのある方に交付される手帳を指します。愛知県が交付する手帳です。

(1) 申請に必要なもの

初めて手帳の交付を受けようとするとき、次のものがが必要です。

- ☐ 医師の診断書 ※指定の医師により3か月以内に記載されたもの
- ☐ 本人の顔写真（縦4cm×横3cm）最近1年以内に正面・上半身を鮮明に写したもの
（帽子・マスク・サングラスは不可）
写真用紙（刻印可能な厚さがあるもの）に印刷したものは可
- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類
- ☐ 本人確認書類（健康保険証等）

(2) 障がいの種類と等級

障がいの種類		等級
視覚障がい		1～6級
聴覚または平衡機能の障がい	聴覚障がい	2～4級・6級
	平衡機能障がい	3級・5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい		3～4級
肢体不自由	上肢	1～6級
	下肢	
	体幹	1～3級・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1～6級
内部障がい	心臓機能障がい	1級・3級・4級
	じん臓機能障がい	
	呼吸器機能障がい	
	ぼうこうまたは直腸機能障がい	
	小腸機能障がい	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	1～4級
	肝臓機能障がい	

※複数の障がいに該当する場合、総合的に障がい等級が決定されます。

肢体不自由は7級に該当する障がいがある場合、6級となります。

（３）届出が必要な場合

手帳を所持している方が次に該当する場合、届出が必要です。

- ① 死亡したとき
- ② 氏名、住所が変わるとき
- ③ 15歳未満の場合のみ、保護者が変わるとき

なお、身体障がい者手帳は全国共通のため、愛知県外（名古屋市含む）へ転出された場合でも住所変更を行うことで、引き続き利用することができます。

（４）その他

- ・手帳交付時に見直し時期（再認定期日）が設定された方については、見直し時期の2か月前を目安に、手続きについてご案内します。
- ・身体状況の変化があった場合、交付された手帳の等級の見直しを行うことができます。まずは医師へご相談ください。
- ・障がい年金の申請などの理由により、手帳交付のために提出した診断書の写しが必要な場合、愛知県への届出により取得することができます。まずは地域福祉課へお問い合わせください。

2. 療育手帳

18歳以前（発達段階）から知的な障がいのある方に交付される手帳を指します。
愛知県が交付する手帳の名称であり、名古屋市では「愛護手帳」と呼ばれています。

（１）申請に必要なもの

18歳未満の方が初めて手帳の交付を受けようとするとき、次のものがが必要です。

- 本人の顔写真（縦4cm×横3cm）最近1年以内に正面・上半身を鮮明に写したもの
（帽子・マスク・サングラスは不可）

写真用紙（刻印可能な厚さがあるもの）に印刷したものは可

- 個人番号（マイナンバー）を証明する書類
- 知多児童・障害者相談センターによる面接（知能検査含む）

※面接を受けるためには予約が必要です。

住所 半田市宮路町1-1

TEL 0569-22-3939 / FAX 0569-22-3949

※18歳以上の方が初めて申請される場合、別途、地域福祉課へご相談ください。

（２）障がいの等級と判定基準

判定区分	障がいの程度
重度の障がい （A判定）	IQ おおむね 35 以下（身体障がい者手帳 1 ～ 3 級に該当する場合は、IQ おおむね 50 以下）で、日常生活において常時介護を必要とするもの。
中度の障がい （B判定）	A 判定に該当するものを除き、IQ おおむね 50 以下のもの。
軽度の障がい （C判定）	IQ おおむね 51 から 75 以下のもの。

※愛知県の手帳交付基準です

（３）届出が必要な場合

手帳を所持している方が次に該当する場合、届出が必要です。

- ① 死亡したとき
- ② 本人氏名、保護者、住所、連絡先が変わるとき

なお、療育手帳は愛知県の基準によって交付されているため、愛知県外（名古屋市含む）へ転出される場合、転出先で改めて交付を受ける必要があります。

（４）その他

- ・手帳交付時に見直し時期（再判定期日）が設定された方については、見直し時期の2か月前を目安に、手続きについてご案内します。
- ・障がい年金の申請などの理由により、手帳取得に関する判定書が必要な場合、愛知県への届出により取得することができます。
まずは地域福祉課へお問い合わせください。

3. 精神障がい者保健福祉手帳

精神の障がいにより日常生活・社会生活への制約がある方に交付される手帳を指します。
愛知県が交付する手帳です。

（１）申請に必要なもの

申請方法は２種類あります。それぞれ必要なものが異なります。

①医師の診断書により申請する場合

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳診断書

※初診日から６か月以上経過しており、３か月以内に記載されたもの

②精神障がいを支給事由とする障がい年金の受給により申請する場合

- ☐ 年金証書（お持ちの方のみ）

- ☐ 年金振込通知または直近の振込が確認できる通帳の写し（お持ちの方のみ）

※個人番号（マイナンバー）を利用することで、年金証書と振込確認書類の提出を省略できます。詳しくは地域福祉課へお問い合わせください。

①・②どちらにも共通して必要なもの

- ☐ 本人の顔写真（縦４cm×横３cm）最近１年以内に正面・上半身を鮮明に写したもの
（帽子・マスク・サングラスは不可）

※添付を希望されない場合、省略することもできます

- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

- ☐ 本人確認書類（健康保険証等）

（２）障がいの等級と判定基準

判定区分	障がいの程度
１級	精神障がいがあり、身の回りのことができないか、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする程度
２級	精神障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるか、または著しい制限を加えることを必要とする程度
３級	精神障がいがあり、日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、または制限を加えることを必要とする程度

（３）更新手続き

手帳には有効期間（交付から２年間）があります。更新手続きは３か月前から行うことができます。
対象の方には別途、手続きについてご案内します。

（４）届出が必要な場合

手帳を所持している方が次に該当する場合、届出が必要です。

① 死亡したとき

② 本人氏名、住所

なお、愛知県外（名古屋市含む）へ転出される場合、転出先で改めて手続きを行う必要があります。
ただし、有効期間は引き継がれます。

障がい福祉制度について

1. 半田市心身障がい者手当

障がいによって生じる負担を軽減するため、手当を支給する半田市の制度です。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

（１）対象者

半田市にお住まいで、障がい者手帳をお持ちの方。

ただし、社会福祉施設等へ入所されている方は支給対象外です。

（２）申請に必要なもの

- ☐ 障がい者手帳
- ☐ 通帳等振込先のわかるもの（本人名義に限ります）
- ※市外から転入された方のみ
- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

（３）手当の額

障がい者手帳の等級等により、手当月額が異なります。

複数の区分に該当する方は、金額が高い方の手当が支給されます。

区分	障がいの程度（等級）	手当月額
身体障がい者	1 級～3 級	5,000 円
	4 級	2,700 円
	5 級～6 級	1,300 円
知的障がい者	I Q35 以下 (A 判定)	5,700 円
	I Q35 超え 50 以下 (B 判定) 18 歳未満	5,700 円
	I Q35 超え 50 以下 (B 判定) 18 歳以上	5,000 円
	I Q50 超え 75 以下 (C 判定)	1,300 円
重度心身障がい児	I Q50 以下 身体障がい 1・2 級 } 合併の 18 歳未満	14,000 円
精神障がい者	1 級	5,000 円
	2 級	2,700 円
	3 級	1,300 円

（４）支給期間と所得判定

原則、申請があった日の翌月分から手当が支給されます。

申請時と毎年８月１日時点で所得の確認を行い、制限額内の方に手当を支給します。

制限額を超えた方は「支給停止」となり、手当の支給が止まります。

（５）支給方法

手当は本人名義の口座への振込により支給します。

毎年４月・８月・１２月の原則２０日に、その前月分までを振込みます。

（６）支給されない場合

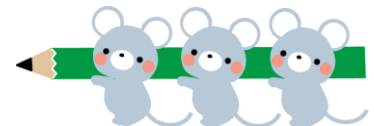
- ① 本人の所得により支給が制限されることがあります。
- ② 社会福祉施設等に入所している方は、支給対象外です。

（７）届出が必要な場合

手当を受給している方が次に該当する場合、届出が必要です。

- ① 障がいの程度が変わり、手当月額に変更があるとき
- ② 死亡したとき
- ③ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者施設等）に入所したとき
- ④ 氏名、住所、振込先金融機関が変わるとき
- ⑤ 障がい者手帳を返還したとき

● メモ ●



2. 愛知県在宅重度障がい者手当

障がいによって生じる負担を軽減するため、手当を支給する愛知県の制度です。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●				●	●					

（１）対象者と手当の額

障がい者手帳の等級等により、手当月額が異なります。

区分	障がいの程度（等級）	手当月額
1 種	次のすべてにあてはまる方 ☐ 身体障がい者手帳 1・2 級 ☐ I Q35 以下	15,500 円
2 種	次のいずれかにあてはまる方 ☐ 身体障がい者手帳 1・2 級 ☐ I Q35 以下 ☐ 身体障がい者手帳 3 級であり I Q50 以下 ただし、65 歳以上で初めて手帳を取得された方は対象外です。	6,750 円

（２）申請に必要なもの

- ☐ 障がい者手帳
 - ☐ 通帳等振込先のわかるもの（本人名義に限ります）
- ※市外から転入された方のみ
- ☐ 本人・扶養義務者の課税所得証明書等、所得の確認できる書類

（３）支給期間と所得判定

原則、申請があった日の翌月分から手当が支給されます。

申請時と毎年 8 月 1 日時点で所得の確認を行い、制限額内の方に手当を支給します。

制限額を超えた方は「支給停止」となり、手当の支給が止まります。

（４）支給方法

手当は本人名義の口座への振込により支給します。

毎年 4 月・8 月・12 月の原則 25 日に、その前月分までを振込みます。

（５）支給されない場合

- ① 本人または世帯の所得により支給が制限されることがあります。
- ② 愛知県外に居住実態がある場合、支給対象外となる場合があります。
- ③ 社会福祉施設等に入所している方は、支給対象外です。
- ④ 長期で医療機関に入院されている方は、支給対象外です。
- ⑤ 国の手当（特別障がい者手当等）を受給されている方は、支給対象外です。
ただし、所得超過により支給停止となっている方は支給対象となります。

（６）所得状況届の提出

手当を受給されている方とその世帯の所得状況を確認するため、毎年 8 月 1 日時点の届出が必要です。
提出時期に必要な書類を送付するため、必ず提出してください。
なお、届出がない場合や所得が制限額を超えていることを確認した場合、手当の支給が止まります。

（７）届出が必要な場合

- 手当を受給している方が次に該当する場合、届出が必要です。
- ① 障がいの程度が変わり、手当月額の変更や、要件に該当しなくなったとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者施設等）に入所したとき
 - ④ 医療機関に継続して 3 か月を超えて入院したとき
 - ⑤ 氏名、住所、振込先金融機関が変わるとき
 - ⑥ 障がい者手帳を返還したとき

3. 特別障がい者手当等

障がいによって生じる負担を軽減するため、手当を支給する国の制度です。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●					●						

※原則、診断書による判断のため、手帳等級と一致しない場合があります。

(1) 対象者と手当の額

障がいの程度により、手当月額が異なります。

また、次に該当する場合、愛知県の加算が上乗せされます。

A種 身体手帳 1～2 級かつ知能指数 35 以下（A 判定）の合併の方

B種 身体手帳 1～2 級または知能指数 35 以下（A 判定）の方

種別	障がいの程度（※）	手当月額
特別障がい者手当	20 歳以上で精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	29,590円 A種の加算 +6,850円 B種の加算 +1,050円
障がい児福祉手当	20 歳未満で常時介護を必要とする重度障がいの児童	16,100円 A種の加算 +6,900円 B種の加算 +1,150円
経過的福祉手当	昭和 61 年 3 月まで福祉手当の受給者であって、特別障がい者手当に該当せず、かつ障がい基礎年金も支給されない方	16,100円 A種の加算 +6,900円 B種の加算 +1,150円

（※）障がいの程度は、原則、診断書により判断されます。

（２）申請に必要なもの

□ 診断書

ただし、障がい者手帳の写しにより省略できる場合があります。

□ 障がい年金等の種類と番号、金額のわかるもの。

例）通知はがきまたは証書と振り込みが確認できる通帳

□ 通帳等振込先のわかるもの（本人名義に限ります）

□ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

受給者本人と配偶者、扶養義務者分

（３）支給期間と所得判定

原則、申請があった日の翌月分から手当が支給されます。

申請時と毎年８月１日時点で所得の確認を行い、制限額内の方に手当を支給します。

制限額を超えた方は「支給停止」となり、手当の支給が止まります。

（４）支給方法

手当は本人名義の口座への振込により支給します。

毎年５月・８月・１１月・２月の原則１０日に、その前月分までを振込みます。

（５）支給されない場合

- ① 本人または世帯の所得により支給が制限されることがあります。
- ② 社会福祉施設等に入所している方は、支給対象外です。
- ③ 特別障がい者手当のみ、長期で医療機関に入院されている方は、支給対象外です。

（６）現況届の提出

手当を受給されている方とその世帯の所得状況を確認するため、

毎年８月１日時点の届出が必要です。

提出時期に必要な書類を送付するため、必ず提出してください。

なお、届出がない場合や所得が制限額を超えていることを確認した場合、
手当の支給が止まります。

（７）届出が必要な場合

手当を受給している方が次に該当する場合、届出が必要です。

- ① 障がいの程度が変わり、手当月額の変更や、要件に該当しなくなったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者施設等）に入所したとき
- ④ 特別障がい者手当のみ、医療機関に継続して３か月を超えて入院したとき
- ⑤ 氏名、住所、振込先金融機関が変わるとき

4. 特別児童扶養手当

障がいのある 20 歳未満の児童の保護者に対して、手当を支給する国の制度です。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●			●	●					

※原則、診断書による判断のため、手帳等級と一致しない場合があります。

（１）対象者と手当の額

次に該当する 20 歳未満の児童を監護または養育している方に支給されます。

区分	障がいの程度（参考）	手当月額
重度障がい	身体手帳 1・2 程度または I Q35 以下	56,800 円
中度障がい	身体手帳 3 級（4 級の一部）または I Q50 以下	37,830 円

（※）障がいの程度は、原則、診断書により判断されます。

（２）申請に必要なもの

☐ 診断書

ただし、障がい者手帳の写しにより省略できる場合があります。

☐ 戸籍謄本（世帯全員分）

外国籍の方は、世帯全員分の在留カード

☐ 受給する保護者名義の通帳

☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

受給者本人と配偶者、扶養義務者分

（３）支給期間と所得判定

原則、申請があった日の翌月分から手当が支給されます。

申請時と毎年 8 月 1 日時点で所得の確認を行い、制限額内の方に手当を支給します。

制限額を超えた方は「支給停止」となり、手当の支給が止まります。

（４）支給方法

手当は受給者名義の口座への振込により支給します。

毎年 4 月・8 月の原則 11 日にその前月分まで、11 月の原則 11 日に当月分までを振込みます。

（５）支給されない場合

- ① 本人または世帯の所得により支給が制限されることがあります。
- ② 対象児童が児童福祉施設・社会福祉施設等に入所している場合、支給対象外です。
- ③ 対象児童または受給者の住所が日本国内にない場合、支給対象外です。
- ④ 対象児童が障がいによる年金を受けることができるときは、支給対象外です。

（６）現況届の提出

手当を受給されている方とその世帯の所得状況を確認するため、毎年 8 月 1 日時点の届出が必要です。

提出時期に必要な書類を送付するため、必ず提出してください。

なお、届出がない場合や所得が制限額を超えていることを確認した場合、手当の支給が止まります。

（７）届出が必要な場合

手当を受給している方が次に該当する場合、届出が必要です。

- ① 障がいの程度が変わり、手当月額の変更や、要件に該当しなくなったとき
- ② 受給者または対象児童が死亡したとき
- ③ 対象児童が児童福祉施設や社会福祉施設等に入所したとき
- ④ 氏名、住所、振込先金融機関が変わるとき



● 参考 ●

国・県の手当や年金については、重複して受給できないものがありますので、注意してください。

手当の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
① 特別障がい者手当		×	×	×	○	○	○	○	○	○
② 障がい児福祉手当			×	×	○	○	○	×	×	—
③ 経過的福祉手当				×	○	○	○	×	×	×
④ 在宅重度障がい者手当					○	○	○	○	○	○
⑤ 特別児童扶養手当						○	○	△	△	—
⑥ 児童扶養手当							○	△	△	○
⑦ 遺児手当								×	×	○
⑧ 障害基礎年金									△	×
⑨ 障害厚生年金										×
⑩ 特別障害給付金										

（※）愛知県作成のガイドブックから抜粋

○ 併給できます × 併給できません △ 一部併給できません

5. バス運賃補助

外出を支援するため、バスの運賃を補助する「特別乗車証」を発行します。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

（1）対象者

- ☐ 半田市内にお住まいで、障がい者手帳をお持ちの方。
なお、身体手帳（第1種）、療育手帳、精神手帳（1・2級）の方は、
本人を介助するために同乗される方1名が使用できる「介護者用」の特別乗車証の
交付を受けることができます。
- ☐ 半田市内にお住まいで、戦傷病者手帳または被爆者健康手帳をお持ちの方

（2）利用区間

- ・知多乗合(株)運行路線区間（半田市内のみ）
※ただし、知多半島道路を通る中部国際空港行きの刈谷中部空港線及び岡崎中部空港線を除く
- ・半田市地区路線バス運行区間

（3）申請に必要なもの

- ☐ 各種手帳
- ☐ 顔写真（縦3cm×横2.4cm）最近1年以内に正面・上半身を鮮明に写したもの
（帽子・マスク・サングラスは不可）

※申請時に市税等の滞納があることが分かった場合、交付できないことがあります。

（4）利用方法

上記利用区間のバスを利用される際に、特別乗車証を提示してください。

介護者用の特別乗車証は、本人と同乗した場合に限り利用できます。

（5）併用制限

障がい者および高齢者タクシー料金助成制度との併用はできません。

（6）注意事項

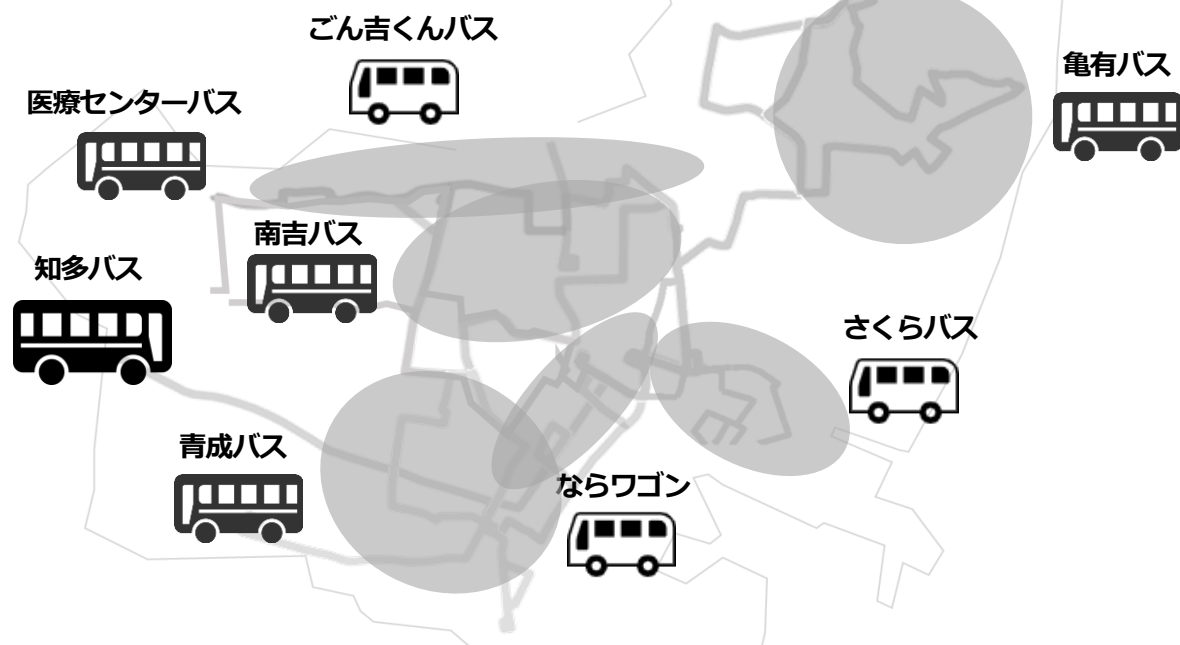
- ・通勤を含む、営利目的のために使用することはできません。
- ・特別乗車証は随時発行していますが、有効期限があります。
更新時期は市報などでご案内します。
- ・上記利用区間外（半田市外）でバスを利用する場合も、障がい者手帳の提示により
運賃の割引を受けることができる場合があります。



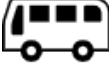
半田市内を走るバスのご紹介（令和7年4月時点）

特別乗車証は半田市内を走るバスで使用することができます。

詳しい路線や時刻表などは、別途、お問い合わせください。



マークの説明

	知多バス 半田・常滑線、半田北部線
	ごんくる（地区交通A） 亀崎・有脇線（亀有バス）、半田中央線（南吉バス）、青山・成岩線（青成バス） 知多半島総合医療センター線（医療センターバス）
	地区交通B 岩滑小線（ごん吉くんバス）、瑞穂線（さくらバス）、成岩東部線（ならワゴン）

※地区交通 A 医療センターバス、地区交通 B のバスには、車イスに乗ったまま乗降することのできる予約制のバスがあります。

利用希望日の 1 週間前から前日までの間に、各路線の運行事業者へ電話予約してください。

● 参考：高齢者運転免許自主返納促進事業 ●

身体・認知機能の低下などにより、自動車の運転に自信がなくなってきた・不安がある場合に、警察署や運転免許センターへ自主的に運転免許を返納する制度があります。

半田市では、自主返納された高齢者の方へ、バス利用券またはタクシー利用券を交付しています。詳しくは防災安全課へお問い合わせください。

問い合わせ先 半田市防災安全課

TEL 0569-84-0626

FAX 0569-84-0640

6. 障がい者タクシー料金助成

重度の障がいがある方の外出を支援するため、タクシー料金の一部を補助する

「助成利用券」を交付します。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●					●			●			

（１）対象者

半田市内にお住まいで、次のいずれかの手帳をお持ちの方

身体手帳（１～２級）、療育手帳（Ａ判定）、精神手帳（１級）

ただし、上記手帳をお持ちの方でも自動車税（軽自動車税含む）の減免を受けている方は、原則として対象外です。

※自動車税等の減免を受けていても、医療的ケアを要する方は医師の意見書等により対象となる場合があります。

（２）利用できるタクシー会社

半田市と協定を締結しているタクシー会社で利用できます。

（３）申請に必要なもの

☐ 障がい者手帳

※申請時に市税等の滞納があることが分かった場合、交付できないことがあります。

（４）利用方法

対象となるタクシー会社を利用された際に、各種手帳と助成利用券を提示します。

１回の乗車につき、助成利用券を１枚使うことができます。

１年度につき２４回まで利用できます。

なお、身体手帳（１・２級）をお持ちで住民税非課税世帯の方は、初めに交付された２４回分を使用した後に再び申請することで、２４回分の追加交付を受けることができます。

（５）助成額

次の金額を助成します。なお、超過した分は自己負担となります。

距離制運賃の場合

初乗り運賃の９割相当額が助成されます。

詳しい金額については、利用するタクシー会社へお問い合わせください。

時間制運賃の場合

利用する車種により、助成額が異なります。

車種	助成額
小型・中型車・小型福祉・中型福祉	1,500円
大型・特定大型・大型福祉・特定大型福祉	2,500円

※大型系タクシーは身体手帳の代表等級が1・2級かつ体幹1～3級または下肢1・2級をお持ちの方のみ助成対象です。

(6) 併用制限

バス運賃補助制度および高齢者タクシー料金助成制度との併用はできません。

(7) 注意事項

- ・助成利用券の交付を受けた後、当該年度の自動車税（軽自動車税含む）の減免を受けられた場合、助成利用券の返却が必要です。
- ・助成利用券を使用されない場合も、手帳の提示により送迎料金を除く規定料金の1割が割引となります。タクシー料金の割引（27ページ参照）を確認してください。

● 参考：高齢者タクシー料金助成制度 ●

介護なしに外出することが難しい高齢者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を補助する「助成利用券」を交付する制度です。詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

問い合わせ先 半田市高齢介護課

TEL 0569-84-0648

FAX 0569-25-2062



7. 日常生活用具給付

障がいのある方の日常生活や社会生活を支援する用具の購入費を補助します。

(1) 対象者

障がい者手帳をお持ちの方・難病の方で、各種目の支給対象障がいに該当する方。
ただし、介護保険制度による福祉用具の貸与等、他の制度が優先される場合があります。

(2) 給付対象種目

代表的なものは次のとおりです。詳しくは、地域福祉課へお問い合わせください。

例) 入浴補助用具、電気式たん吸引器、ストマ用装具など

(3) 注意事項

本人や同一世帯の方の課税状況により、補助されない場合があります。

8. 補装具費支給

障がいのある方の欠損する身体の一部や機能を補うために必要な補装具の
購入・修理・借受に係る費用を補助します。

(1) 対象者

障がい者手帳をお持ちの方・難病の方で、補装具が必要と認められる方。
ただし、介護保険制度による福祉用具の貸与等、他の制度が優先される場合があります。

(2) 給付対象種目

代表的なものは次のとおりです。詳しくは、地域福祉課へお問い合わせください。

例) 義肢、視覚障害者安全つえ、補聴器、車椅子など

(3) 注意事項

本人や同一世帯の方の課税状況により、補助されない場合があります。



9. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方の支援を行います。

(1) 手話通訳者の設置

市役所庁舎内等での用務のため、次の曜日・時間帯に手話通訳者を設置しています。利用される方へ付き添いますので、地域福祉課へお越しください。



曜日と時間帯

火曜日 13 時～17 時／水曜日 16 時半～18 時半／木曜日 9 時～13 時

付き添い先

市役所本庁舎内

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいがある方の情報収集や意思疎通の円滑化を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者

手話や要約筆記による意思疎通を必要とする方。

派遣場所

愛知県内の公共機関、医療機関、学校、公共職業安定所等。

申請方法

利用希望日の 14 日前までに地域福祉課へ申請してください。

10. 障がい福祉サービス利用に係る外国語通訳者派遣

障がい福祉サービスの利用にあたり、外国語による意思疎通を希望する方へ、外国語通訳者を派遣します。

(1) 対象者

日本語の習得が不十分であり、日本語を習得している親族がいないため、障がい福祉サービスの利用等に支障があると認められる方。

(2) 申請方法

利用希望日の 14 日前までに地域福祉課へ申請してください。

(3) 注意事項

愛知県外への派遣は行っていません。また、言語によっては派遣できないことがあります。

11. 心身障がい小中学生入学祝金

障がいのある児童の入学をお祝いし、入学に要する必需品購入に係る費用の一部を補助する祝金を支給します。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

（１）対象者

入学年度の４月１日時点で半田市内にお住まいで、小・中学校または特別支援学校の小・中学部へ入学する身体手帳、療育手帳、精神手帳の交付を受けている方。

（２）申請に必要なもの

- ☐ 障がい者手帳
- ☐ 通帳等振込先のわかるもの（本人または保護者名義）

（３）支給金額

障がい児１人あたり９,５００円

12. 声の市報・声の市議会だより

（１）定期送付

身体手帳（視覚障がい）をお持ちの方に対して、デイジーやＣＤによる情報提供を行っています。

利用方法

企画課へ申し込みをしてください。

はんだ市報 … ＣＤ・デイジー

はんだ市議会だより … デイジー

自宅にＣＤ等が送付され、聞き終えたら返送していただきます。

（２）貸出

どなたでも原則１４日間、貸出します。

地域福祉課で申請手続きを行ってください。

13. 郵送物への点字シール貼付

点字により情報を取得している方への「情報の保障」に関する取組として、希望する方に対して、市が送付する通知等の封筒に「内容」「担当課名」「電話番号」の点字シールを貼付します。

（１）対象者

半田市内にお住まいで、身体障がい者手帳（視覚障がい）を所持し、点字を読むことができる方。
※点字を読むことができない方は対象外。

（２）申請方法

地域福祉課窓口へお越しいただくか電話または電子メールにて地域福祉課へご連絡ください。
対象要件を確認したうえで申請を受け付けます。

14. 自動車運転免許取得費助成

障がいのある方の社会参加を支援するため、普通自動車免許の取得に係る費用の一部を助成します。

【参考】対象となる障がい種別 ※視覚障がいの方を除きます。

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●							

（１）対象者

免許取得日から申請日まで引き続き半田市内にお住まいで、身体手帳をお持ちの方。
ただし、視覚障がいの方を除きます。

（２）申請に必要なもの

助成を受けたい方は、免許取得後、6か月以内に申請して下さい。

- ☐ 身体手帳
- ☐ 運転免許証
- ☐ 領収書とその内訳が確認できるもの
- ☐ 通帳等振込先のわかるもの（本人名義）

※申請時に市税等の滞納があることが分かった場合、助成できないことがあります。

（３）助成額

1人につき1回、取得に係る費用の3分の2以内の額を助成します。
ただし、上限は10万円です。

15. 自動車改造費助成

障がいのある方の社会参加を支援するため、自動車の改造に係る費用の一部を助成します。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●							

（１）対象者

身体手帳をお持ちの方で、免許の条件（運転することができる自動車等の種類等）が付されている方。

（２）申請に必要なもの

助成を受けたい方は、改造を行う前に申請して下さい。

- ☐ 身体手帳
- ☐ 運転免許証
- ☐ 改造費用の見積書
- ☐ 改造を行う予定の自動車の車検証
- ☐ 通帳等振込先のわかるもの（本人名義）

※申請時に市税等の滞納があることが分かった場合、助成できないことがあります。

（３）助成対象

障がい者本人が所有・運転する自動車を改造する場合、改造に係る費用を助成します。

ただし、上限は 10 万円です。

改造を実施する前に申請していただき、改造内容を確認した上で助成額を決定します。

（４）対象とならない場合

- ① 本人の所得により助成されないことがあります。
- ② 改造を実施した後に申請された場合。
- ③ 改造する自動車が障がい者本人の所有・運転するものではない場合。

16. 手数料減免

市役所の各窓口で障がい者手帳を提示いただくと、証明書の発行手数料が無料になります。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	

（１）対象者

次の障がい者手帳をお持ちの方。

- ☐ 身体手帳（１～４級）
- ☐ 療育手帳（Ａ～Ｃ判定）
- ☐ 精神手帳（１～３級）

（２）対象の証明書等

住民票、印鑑登録証明書、所得証明書及び固定資産評価証明書など

17. 避難行動要支援者支援制度

災害時に自力で避難することが難しいと思われる方の名簿（避難行動要支援者名簿）に登録されている方について、避難先や日頃関わっている関係者等の情報を記載した計画（私の避難情報共有シート）を作成し、災害が起きたときの避難支援や安否確認などに活用します。

（１）対象者

- ☐ 要介護認定３・４・５の方（特養に住所を移している方を除く）
- ☐ 視覚・聴覚・肢体不自由・体幹機能等の身体手帳（１～２級）、人工呼吸器等の医療機器使用者
- ☐ 療育手帳（Ａ判定）
- ☐ 精神手帳（１級）
- ☐ その他、高齢や障がいなどにより災害時の安否確認や避難支援が必要な方
（本人からの申請に基づき登録）



（２）注意事項

- ・私の避難情報共有シートは、あらかじめ情報を把握し、災害時に備えるために作成します。
- ・登録者本人の同意があった場合は、平常時からシートの情報を共有します。
災害時以外に情報提供を希望しない場合は、市のみが情報を保有します。
- ただし、人の生命に関わる大きな災害が発生した場合には、避難行動要支援者名簿の登録者全員の情報を提供し、避難支援や安否確認などのために活用します。

18. 福祉用具（車いす）一時貸出

病気や怪我などで一時的に車いすを必要とする方へ無料で貸出します。

（１）対象者

半田市内にお住まいで、在宅で生活されている方。

障がい者手帳の所有の有無は問いません。

（２）貸出期間

1回の貸出しにつき、原則 30 日以内。

ただし、同一年度内で最大 90 日まで利用可能です。

（３）注意事項

申請時に市税等の滞納があることが分かった場合、貸出できないことがあります。

営利目的での使用、転貸、譲渡はしないでください。

利用中の損害について、市は賠償責任を負いません。

また、利用中の用具の紛失・破損に係る費用や第3者への損害についての費用などは利用者に負担していただきます。

● 参考：介護保険法による福祉用具（車いす）の貸与 ●

介護保険法によるサービスのなかには、福祉用具の貸与があります。

要介護認定の内容によって、車いすの貸与の対象となる場合があります。

介護保険サービスを利用されている方は、ケアマネジャーへご相談ください。

制度に関する詳細は、高齢介護課へお問い合わせください。

問い合わせ先 半田市高齢介護課

TEL 0569-84-0648

FAX 0569-22-2904



～ コラム（地域福祉課） ～

障がいによって、お困りなことはありませんか？

障がいに関する総合相談窓口として、半田市障がい者相談支援センターがあります。

（１）対象者

- ☐ 半田市内にお住まいの障がいのある方とその家族や親族。
- ☐ 半田市内にお住まいの発達障がいや高次脳機能障がいの診断を受けた方とその家族や親族。
- ☐ 半田市内の地域の方や関係機関の方。

（２）相談方法

センターへの来所のほか、電話、FAX、メール、訪問などで相談を受付しています。

相談に係る費用は無料です。

（３）開所日と開所時間

開所時間	月	火	水	木	金	土
8：30～17：15 （ただし、8：30～9：00 は電話対応のみ）	○（※）	○（※）	○	○	○	×

（※）第3月曜日とその翌日の火曜日は電話対応のみ。

国民の祝日、12月28日～1月4日はお休みです。

（４）所在地と連絡先

住所 半田市雁宿町1-22-1 瀧上工業雁宿ホール（半田市福祉文化会館）内

TEL 0569-21-5585

FAX 0569-23-7745

メール soudan@giga.ocn.ne.jp

ホームページ <https://handa-shakyo.com/>



その他の福祉施策について

民間各社などで実施されている障がい者に対する支援・助成制度をまとめています。
地域福祉課において申請受付しているものもあります。

1. 障がい者有料道路通行料金割引

E T Cを利用する場合は、障がい者1人につき車両1台を登録し、有料道路を利用した際の通行料金が半額となります。

E T Cを利用しない場合は、自動車の車両登録は不要です。

ただし、いずれにおいても、地域福祉課で手続きが必要です。

【参考】対象となる障がい種別

身体手帳						療育手帳			精神手帳			他
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 判定	B 判定	C 判定	1 級	2 級	3 級	
●	●	●	●	●	●	●						

(1) 対象

① 本人が運転する場合

運転免許を所持する身体手帳（第2種）をお持ちの方。

② 本人・介護者（本人の同乗が必須）が運転する場合

身体手帳（第1種）、療育手帳（A判定）をお持ちの方。



(2) 申請に必要なもの

① E T Cを利用する場合

☐ 障がい者手帳

☐ 登録する車両の車検証

☐ E T Cカード（本人または保護者名義）

手帳所持者が18歳未満の場合のみ、保護者名義のE T Cカードで登録できます。

☐ E T C車載器管理番号の分かるもの

☐ （身体手帳 第2種の方のみ）運転免許証

※割賦購入または長期リースによる利用のため車検証の所有者欄が会社名になっている場合、割賦契約書またはリース契約書が必要です。

② E T Cを利用しない場合

☐ 障がい者手帳

☐ （身体手帳 第2種の方のみ）運転免許証

※E T Cを利用しない場合は、令和5年3月27日より、自動車の登録が不要となりました。

詳細は、「有料道路における障害者割引制度の見直しについて」をご参照ください。

(3) 注意事項

E T Cを利用する場合、自己所有ではない車両（営業車・レンタカー・代車等）や軽トラック等の車両は登録できません。

車両を変える場合、登録の変更手続きが必要です。

介護者が運転する場合、本人が同乗している場合に限り、割引が適用されます。

登録内容は有効期限があります。更新手続きは有効期限の2か月前から行うことができます。

(4) 問い合わせ先

中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客さまセンター

TEL 0120-922-229

052-223-0333（上記の番号がご利用できないとき）

2. 自動車税減免

障がいのある方が所有・使用する自動車について、自動車税・軽自動車税（環境割・種別割）の減免を受けることができます。

自動車税の減免手続きの詳細は、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

(1) 対象者

次の手帳をお持ちの方で、減免の対象となる障がいや自動車の範囲が決まっています。

- ☐ 身体手帳（障がいの部位による）
- ☐ 療育手帳（A判定）
- ☐ 精神手帳（1級）
- ☐ 戦傷病者手帳

(2) 担当窓口（問い合わせ先）

自動車税

知多県税事務所

住所 半田市出口町1-36

TEL 0569-89-8176 / FAX 0569-21-8135

※当該年度の種別割の申請期限は、納期限（5月31日）までです。

軽自動車税

半田市税務課市民税担当

TEL 0569-84-0620 / FAX 0569-25-3254

※当該年度の種別割の申請期限は、納期限（5月31日）の1週間前までです。



(3) 注意事項

自動車税（種別割）の減免を受けた方は、タクシー料金助成（15ページ参照）の対象外となります。

3. タクシー料金割引

障がい者手帳を提示することで、送迎料金を除く規定料金の1割が割引となります。
半田市のタクシー料金助成（15 ページ参照）と併用することができます。

（1）対象者

身体手帳、療育手帳をお持ちの方。

精神手帳、戦傷病者手帳または被爆者健康手帳をお持ちの方は、利用するタクシー会社により対象となる場合があります。

（2）利用方法

タクシーを利用される際に各種手帳を提示してください。

（3）問い合わせ先

利用するタクシー会社

4. JR各社旅客運賃割引

JR各社の旅客運賃について、障がい者手帳により運賃が割引となります。
※精神手帳をお持ちの方の割引は令和7年4月1日からです。

（1）対象者

① 本人と介護者が同乗して利用する場合

身体手帳（第1種）、療育手帳（第1種）、精神手帳（第1種）をお持ちの方及び第2種の手帳をお持ちの12歳未満の方について、本人と介護者が同乗して利用する場合、運賃等が割引されます。

② 障がい者がひとりで乗車して利用する場合

身体手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方について、本人ひとりで片道100kmを超える利用をされる場合、運賃等が割引されます。

※精神手帳をお持ちの方については、手帳に顔写真を貼付しており、手帳の予備欄に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種もしくは第二種」のゴム印が押印されている方が対象です。顔写真を貼付しているが、ゴム印が押印されていない手帳をお持ちの方は、地域福祉課窓口にて押印します。

（2）問い合わせ先

利用されるJR各社

（3）その他、公共交通機関

障がい者手帳をお持ちの方について、一部私鉄等においても運賃の割引を受けることができる場合があります。詳しくは、利用される私鉄等へお問い合わせください。

5. 航空旅客運賃割引

一部の航空旅客会社において、障がい者手帳により旅客運賃が割引となります。

（１）対象者

身体手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方とその介護者。

障がいの程度や介護者の適用条件などは利用される航空会社にお問い合わせください。

（２）注意事項

精神手帳については、顔写真が添付されている有効期限内のものに限られます。

（３）問い合わせ先

利用される航空会社

6. NHK受信料免除

障がいのある方について、受信料の一部または全額が免除されます。

地域福祉課において申請手続きが必要です。



（１）対象

① 全額免除

身体手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方がいる世帯で、市民税非課税世帯の場合。

② 半額免除

- ・視覚・聴覚による身体手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。
- ・身体手帳（１・２級）、療育手帳（Ａ判定）、精神手帳（１級）、戦傷病者手帳（特別項症から第１款症）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。

（２）申請に必要なもの

- ☐ 各種手帳
- ☐ 認印（スタンプ印は不可です）

※市外から転入された方で、全額免除の申請をされる場合のみ

- ☐ 本人含む、世帯全員分の課税所得証明書

（３）問い合わせ先

NHKふれあいセンター

TEL：０５７０－０７７０７７（つながらない場合は０５０－３７８６－５００３）

FAX：０４５－５２２－３０４４

7. 携帯電話基本使用料等割引

携帯電話会社の障がい者向けプランにより使用料等の割引が受けられる場合があります。

問い合わせ先

各携帯電話会社

8. ヘルプマーク配布

人工関節や心臓のペースメーカーなど、外見からは配慮を必要とすることが分りにくい方へ、ヘルプマークを配布しています。
必要な方は窓口にてお声かけください。

配布場所

地域福祉課または半田保健所



9. 駐車禁止等除外指定車標章交付

道路標識により駐車が禁止されている場所や、時間制限駐車禁止区間規制場所での駐車可能な証明（標章）の交付を受けることができます。

（１）対象者

身体手帳、療育手帳、精神手帳、戦傷病者手帳、小児慢性特定疾患児手帳をお持ちの歩行困難な方で、交付基準に該当する方。

（２）問い合わせ先

半田警察署交通課

TEL：0569-21-0110

（３）注意事項

商業施設等で車に掲示する「車いすステッカー」とは異なります。
ステッカーが必要な方は介護ショップ、ホームセンター等で購入してください。

障がい医療費助成について

障がいのある方の医療費について、障害者総合支援法に基づき助成する制度があります。

1. 自立支援医療（精神通院）

精神疾患により継続的に通院が必要な方の通院医療費を助成します。

（１）対象者

精神疾患により、継続的に通院治療を受ける方。精神手帳の有無は問いません。

（２）申請に必要なもの

- ☐ 自立支援医療（精神通院）診断書 ※ 3か月以内に記載されたもの
- ☐ 健康保険証の情報が紐付けられているマイナンバーカードもしくは健康保険証（「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」でも可）
- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

※医師の意見書は、精神手帳と自立支援医療を同時に申請される場合、手帳用の診断書に代えることができます。

（３）対象となる医療費

あらかじめ医療機関等をそれぞれ1か所指定いただき、指定の医療機関等で受ける精神疾患による医療費の自己負担額の一部が助成されます。

また、半田市独自の制度を併用することでさらに自己負担の補助を受けることができます。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

（４）利用方法

自立支援医療（精神通院）受給者証が交付されます。

指定の医療機関等を受診される際に、窓口で提示してください。

（５）注意事項

- ①令和6年10月から先発医薬品の処方を希望された場合の「特別の料金」は、保険診療外の費用のため、実費負担となります。
- ②次に該当する場合、手続きが必要です。
 - ・ 医療機関等の指定先を変更するとき
 - ・ 加入している健康保険が変わるとき
 - ・ 氏名、住所が変わるとき
 - ・ 継続して制度を利用される方で、有効期限が切れるとき

※更新手続きの案内は送付していません。

有効期限満了の3か月前から更新手続きができます。

2. 自立支援医療（更生医療）

身体障がいのある18歳以上の方で、障がいを除去・軽減するために確実な効果が期待できる手術等の治療について、医療費を助成します。

（1）対象者

半田市内にお住まいで、身体手帳をお持ちの方。

（2）申請に必要なもの

- ☐ 身体手帳
- ☐ 自立支援医療（更生医療）意見書 ※3か月以内に記載されたもの
- ☐ 健康保険証の情報が紐付けられているマイナンバーカードもしくは健康保険証（「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」でも可）
- ☐ 特定疾患療養受療証 ※お持ちの方のみ
- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

（3）対象となる治療

都道府県知事等の定める指定医療機関等で受ける手術等の治療に係る医療費の自己負担額の一部が助成されます。

治療を受ける前に申請する必要があります。

代表的なものは、次のとおりです。詳しくは地域福祉課へお問い合わせください。

障がいの部位	標準的な治療の例
視覚	白内障手術、角膜移植術、網膜はく離手術
聴覚	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術
音声機能 言語機能 そしゃく機能	口蓋裂等の形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴う者であって、 鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者の 歯科矯正
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術、理学療法、作業療法
心臓機能	弁口、心室心房中隔に対する手術 ペースメーカー埋込み手術、心臓移植術（抗免疫療法含む）
腎臓機能	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む）
肝臓機能	肝臓移植術及び術後の抗免疫療法
小腸機能	中心静脈栄養法
免疫機能	抗 HIV 療法、免疫調節療法

（４）利用方法

自立支援医療（更生医療）受給者証が交付されます。

指定の医療機関等を利用される際に、窓口で提示してください。

（５）注意事項

①令和６年１０月から先発医薬品の処方を希望された場合の「特別の料金」は、保険診療外の費用のため、実費負担となります。

②次に該当する場合、手続きが必要です。

- ・ 指定の医療機関等を変更するとき
- ・ 加入する健康保険が変わるとき
- ・ 氏名、住所が変わるとき
- ・ 継続して制度を利用される方で、有効期限が切れるとき

※更新手続きの案内は送付していません。

有効期限満了の３か月前から更新手続きができます。

3. 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満の児童に、その障がい除去・軽減するために確実に効果が期待できる手術等の治療について、医療費を助成します。

（１）対象者

半田市内にお住まいで、身体上の障がいがある18歳未満の児童。
身体手帳の有無は問いません。

（２）申請に必要なもの

- ☐ 自立支援医療（育成医療）意見書 ※指定の医師により3か月以内に記載されたもの
- ☐ 健康保険証の情報が紐付けられているマイナンバーカードもしくは健康保険証（「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」でも可）
- ☐ 特定疾患療養受療証 ※お持ちの方のみ
- ☐ 個人番号（マイナンバー）を証明する書類

なお、治療用装具を製作される場合、別途、見積書が必要です。

（３）対象となる治療

都道府県知事等の定める指定医療機関等で受ける手術等の治療に係る自己負担額の一部が助成されます。

また、治療用装具の製作に係る費用も対象となる場合があります。

治療等を行う前に申請する必要があります。

代表的なものは、次のとおりです。詳しくは地域福祉課へお問い合わせください。

障がいの部位	標準的な治療の例
視覚	白内障・先天性緑内障等に対する手術
聴覚	先天性耳奇形の形成術、高度難聴の人工内耳埋込術
音声機能 言語機能 そしゃく機能	口蓋裂等の形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいに伴う者であって、 鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者の 歯科矯正
肢体不自由	先天性股関節脱臼・脊椎側彎症・くる病（骨軟化症）等に対する 関節形成術 関節置換術および義肢装着のための切断端形成術
心臓機能	先天性疾患に係る弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患に係るペースメーカー埋込み手術、 心臓移植術（抗免疫療法含む）
腎臓機能	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む）
肝臓機能	肝臓移植術及び術後の抗免疫療法

小腸機能	中心静脈栄養法
障がいの部位	標準的な治療の例
免疫機能	抗 HIV 療法、免疫調節療法
その他の 先天性内臓障がい	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂 停留精巣（辜丸）等に係る尿道形成、 人工肛門の造設などの外科手術

（４）利用方法

自立支援医療（育成医療）受給者証が交付されます。

指定の医療機関等を受診される際に、窓口で提示してください。

（５）注意事項

①令和６年１０月から先発医薬品の処方を希望された場合の「特別の料金」は、保険診療外の費用のため、実費負担となります。

②次に該当する場合、手続きが必要です。

- ・ 指定の医療機関等を変更するとき
- ・ 加入する健康保険が変わるとき
- ・ 氏名、住所が変わるとき
- ・ 継続して制度を利用される方で、有効期限が切れるとき

※更新手続きの案内は送付していません。

有効期限満了の３か月前から更新手続きができます。



【発行元】 半田市福祉部地域福祉課 障がい者援護担当

住 所 〒475-8666 半田市東洋町2-1

TEL 0569-84-0643

FAX 0569-22-2904

メール chiikifukushi@city.handa.lg.jp

【発行日】 2025年4月1日

